

静岡県立大学学力検査問題検討委員会規程

平成 19 年 5 月 7 日 規程第 129 号

改正 平成 24 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、次の各号に掲げる入学者選抜試験の学部横断的な問題の作成、選定、点検、採点及び問題の質の向上のために、静岡県立大学学則第 22 条第 1 項及び静岡県立大学入学者選抜監理規則第 2 条第 4 号に基づき、静岡県立大学学力検査問題検討委員会（以下「委員会」という。）の組織その他必要な事項を定めるものとする。

- (1) 一般入試
- (2) 特別入試
- (3) 編入学試験

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 前条各号に掲げた試験の問題作成および選定に関すること。
- (2) 前条各号に掲げた試験の問題点検に関すること。
- (3) 前条各号に掲げた試験の採点に関すること。
- (4) その他、前条各号に掲げた試験の問題に関すること。

(設 置)

第 3 条 学力検査問題の作成、選定、点検、採点及び問題の質の向上のため、次に掲げる部会を置く。部会の構成等については別に定める。

- (1) 静岡県立大学学力検査問題検討委員会作問部会（以下「作問部会」という。）
- (2) 静岡県立大学学力検査問題検討委員会点検部会（以下「点検部会」という。）

(組 織)

第 4 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 各学部長
- (3) 学生部長
- (4) 作問部会代表者
- (5) 学生部参事
- (6) 学生部入試室長
- (7) その他学長が必要と認める者

(委員の任期)

第 5 条 前条第 4 号及び第 7 号の委員の任期は、1 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、

前任の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、学長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。ただし、委員の3分の1以上の者から請求があったときは、委員長は委員会を招集しなければならない。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学生部において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成19年5月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。